

農地の負担調整措置

一般農地については、負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が導入されています。

市街化区域農地については、一般農地と評価の方法は異なりますが、課税にあたっては、一般農地と同様の負担調整措置が適用されます。

今年度の課税標準額＝前年度課税標準額×負担調整率

負担水準※	負担調整率
0.9～	1.025
0.8～0.9	1.05
0.7～0.8	1.075
～0.7	1.10

※「負担水準」とは…個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの

次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の評価額(市街化区域農地の場合は}\times 1/3)}$$

※上記の表及び算式は固定資産税についてを表したものである。
都市計画税の場合は1/3を2/3に読み替える。